

未成年者の患者さん（18歳未満）の 受診について

当院では、未成年者（18歳未満）の患者さんについての受診に際して、保護者または法律上の代理人の方の付き添いをお願いしております。

付き添いが必要な理由

- 病歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用薬の確認
- 検査や処置、注射のリスク、処方薬の副作用などの理解と判断が必要
- 診療の方針を決定する際、保護者の方の判断や同意が必要

注意事項

- 緊急時（その場で適切な処置を行わないと、重大な後遺症や生命の危険があると、担当医が判断する時）は、ご承諾なしに診断、治療を開始いたします。
- やむを得ず保護者の方が同伴できない場合には、電話で診療の確認、説明や同意をお願いすることがありますので、必ずご連絡が取れるようお願いいたします。
- ご連絡の取れない場合や診療の内容によっては担当医の判断により、後日改めて付き添って来院していただく場合があります。
- 再診の場合は、担当医にご相談ください。

安全・安心な医療の取り組みのため、ご理解ご協力のほどお願いいたします。